

吹田市個別避難計画作成支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、災害対策基本法第49条の14第1項及び吹田市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)に規定する個別支援計画(以下、「個別避難計画」という。)の作成を促進するために、また、災害時要援護者(以下、「要援護者」という。)本人の意思を尊重した個別避難計画の作成を支援することを目的に、市と福祉事業所の協働のもと、市が指定する対象者の個別避難計画を福祉 事業所等が作成した場合に、謝礼金を支給することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、次のとおりとする。

- (1)災害時要援護者 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、居住地から本人または家族などの支援だけでは避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者として、吹田市災害時要援護者登録制度実施要領で定める、本市区域内において、自宅で生活し、かつ、災害時に避難支援を希望する吹田市災害時要援護者名簿に登録された者をいう。
- (2)避難支援等 要援護者について、災害や避難情報の伝達、避難の支援、安否の確認、避難生活の支援、その他の災害時の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3)避難支援者 災害時において要援護者の避難支援等を実施する者をいう。
- (4)個別避難計画 吹田市災害時要援護者名簿に登載されている個々の要援護者の災害時に取るべき行動や避難支援の方法などを定めた行動計画をいう。

(作成支援対象者)

第3条 要援護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者又は、その他市長が特に必要と認めた者で個別避難計画を作成すること及び市、避難支援者、地域支援組織等に対して個別避難計画情報を提供することについて、同意を得た者とする。

- (1)身体障害者福祉法第15条第4項の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、障害の程度が1級または、2級である者
- (2)療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳にAと記載されている者
- (3)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、障害等級が1級に該当する者
- (4)介護保険法第12条第3項の被保険者証を受けている者であって、要介護状態区分が3以上として認定を受けた者
- (5)前各号に掲げる者のほか、市長が作成支援を必要とする者

(個別避難計画の記載事項)

第4条 個別避難計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1)氏名
- (2)生年月日
- (3)年齢
- (4)性別
- (5)住所又は居所
- (6)電話番号その他連絡先

- (7)避難場所
- (8)避難の時期や避難方法
- (9)避難者及び支援者の情報
- (10)要援護者の状態(手帳や認定状況など、情報伝達方法、配慮事項等)
- (11)建物の構造
- (12)緊急連絡先
- (13)避難生活に必要な支援や備蓄品等について
- (14)避難経路の情報
- (15)その他必要な事項

(実施体制)

第5条 個別避難計画の作成支援を行う福祉事業者等は、対象者の自宅等を訪問し、本人もしくは家族の意向を聴取し、作成を進めるものとする。

2 本市における個別避難計画作成支援事業に係る事務は、福祉部福祉総務室が行うものとする。

(計画作成主体)

第6条 計画の作成は、要援護者の福祉サービス計画を作成した事業所を中心に行うものとし、次の各号の福祉事業所に所属する介護支援専門員や相談支援専門員などを作成主体とする。

- (1)介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員
- (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員
- (3)上記、各号による福祉専門職による福祉サービス計画の作成を受けていない要援護者については、要援護者が利用する福祉事業所の中で、要援護者本人が作成を希望する事業所の福祉専門職

(市長の責務)

第7条 市長は、個別避難計画作成支援事業の実施に対して、福祉事業所に対して必要な支援を行うものとする。

2 市長は、作成支援事業の円滑な実施のために関係機関等との連絡調整を行うものとする。

3 市長は、個別避難計画に記載された個人情報及び対象者の支援上知り得た個人情報について、災害対策基本法第49条の15第2項の規定により、必要と認められる者に個別避難計画を提供する場合を除き、他に漏らしてはならない。

4 市長は、個別避難計画を紛失しないよう厳重に取り扱うとともに、その記載情報が対象者の支援に関係のない者に知られないよう適正に管理する。

(計画作成支援福祉事業所の責務)

第8条 計画作成支援福祉事業所が、個別避難計画を作成しようとするときは、本人又は家族等に作成の趣旨を説明の上、個別避難計画作成支援等意向確認及び災害時要援護者名簿登録情報等提供承諾書を用いて、対象者本人(対象者の意思表示が困難な場合はその家族等)から個別避難計画を作成支援することへの同意を得なければならない。

2 個別避難計画は、対象者の自宅への訪問等により、本人又は家族等から直接必要事項について聴取し、本人又は家族等の意向を反映させたものでなければならない。

3 個人情報の取扱いにあたり、対象者本人(意思表示が困難な場合はその家族等)、避難支援者及び緊急連絡先から記載内容及び情報提供に対する同意を得なければならない。

(作成支援対象者以外の個別避難計画の作成について)

第9条 市長は、第3条に規定する対象者以外の要援護者についても、本人又は家族等に対して個別避難計画の作成の趣旨を周知し、本人又は家族等による個別避難計画の作成を勧奨するものとする。

(個別避難計画の提出)

第10条 計画作成支援福祉事業所は、個別避難計画を作成後、速やかに計画の原本を市長へ提出するものとする。

2 市長は、提出された個別避難計画の内容を確認し、補正すべき点等があった場合は、計画作成支援福祉事業所へその旨を通知し、再提出させるものとする。

(個別避難計画の承認)

第11条 市長は、前条の規定に基づく審査の結果、個別避難計画の内容を適当と認めるときは、個別避難計画内容承認通知書により、計画作成支援福祉事業所にその旨を通知するものとする。

2 前項の承認通知を受けた計画作成支援福祉事業所は、速やかに計画の副本を本人又は家族等、避難支援者へ交付するものとする。なお、地域支援組織等への本人の同意を得た個別避難計画の交付は、市から行う。

(謝礼金の支払い)

第12条 市長は、前条の規定に基づく承認通知を受けた計画のうち、謝礼金の対象と認められた計画を作成した福祉事業所に対して、計画1件につき謝礼金4,000円を支払うものとする。

なお、支給回数は、要援護者1人につき1回を上限とし、1事業所にのみ支給する。個別避難計画書の更新については、別表の要件に該当する場合にのみ、要援護者1人につき年1回を上限に、作成1件につき2,000円を1事業所にのみ支給する。

2 計画作成支援福祉事業所は、前項の規定に基づく謝礼金を申請する場合は、個別避難計画作成支援事業謝礼金支給請求書を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書を受けたときは、内容を確認のうえ、個別避難計画作成支援事業謝礼金支払通知書を通知し、指定された口座に遅滞なく謝礼金を支払うものとする。

(個別避難計画の管理等)

第13条 前条の規定により提出された個別避難計画の原本は市長が保管し、副本は本人又は家族等、避難支援者、地域支援組織等で保管するものとする。また、計画作成支援福祉事業所においても副本を保管するものとする。

2 本人又は家族等、避難支援者、地域支援組織等及び計画作成支援福祉事業所は、個別避難計画の副本を適切かつ厳重に管理し、当該副本を紛失したときは速やかにその旨を市長に届けなければならない。

(個別避難計画の更新等)

第14条 計画作成支援福祉事業所は、個別避難計画の記載内容について、更新しなければならない状況が対象者に発生したことを知ったときは、速やかに個別避難計画の記載内容を更新し、原本と個別避難計画更新届を市長へ提出するものとする。また、個別避難計画の副本を本人又は家族等、避難支援者に交付し、計画作成支援福祉事業所内の副本についても更新するものとする。

2 市、本人又は家族等、避難支援者、地域支援組織等及び計画作成支援福祉事業所は、前項の規定による更新前の副本について、記載内容が他に漏れることのないよう、適切に廃棄するものとする。

(秘密の保持等)

第15条 計画作成支援福祉事業所及び個別避難計画の提供を受けた者は、事業実施により知り得た秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 計画作成支援福祉事業所は、個別避難計画の記載事項を他の目的のために使用してはならない。

3 市長は、計画作成支援福祉事業所がこの要領に違反したときは、提供を受けた個別避難計画を直ちに返却するよう求めることができる。

(災害発生時の個別避難計画の提供)

第16条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難所が開設されたときは、地域支援組織等による要援護者の避難支援等に活用できるよう、災害対策基本法第49条の15第3項の規定に基づき、必要と認められる者に個別避難計画を提供することができる。

2 市長は、前項の規定により個別避難計画を提供するときは、提供した個別避難計画を紛失しないこと、要援護者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは、個別避難計画を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報等を他に漏らさないこと等の要援護者本人及び家族等、避難支援者、緊急連絡先等の個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による個別避難計画を活用した要援護者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは、個別避難計画を提供した者に活動結果の報告を求めるとともに、個別避難計画を回収するものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、この要領において別に定めることされている事項及び作成支援事業の実施に関し必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する